

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定によって、広島港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成二十三年十二月二十二日

広島港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 港湾計画の変更の概要

平成十一年四月十五日付け広島県報によってその概要を公告した広島港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

1 危険物取扱施設計画

地区名	施設及び規模
廿日市	ドルフィン 水深二メートル 一バース（専用）

2 水域施設計画

地区名	施設及び規模
廿日市	航路 第三航路 水深一二メートル 幅員三〇〇メートル 泊地 水深一二メートル 三七ヘクタール 泊地 水深一〇メートル 航路・泊地 水深一二メートル 一九ヘクタール 航路・泊地 水深一〇メートル

3 効率的な運営を特に促進する区域（港湾運営会社）

地区名	施設及び規模
出島	岸壁 水深一四メートル 延長三三〇メートル（既定計画） 岸壁 水深一四メートル 延長三三〇メートル（既設） 岸壁 水深七・五メートル 延長一五〇メートル（既設） 埠頭用地 二六ヘクタール（うち一五ヘクタール既設） 港湾関連用地 四ヘクタール
海田	岸壁 水深七・五メートル 延長六五〇メートル（既設） 埠頭用地 七ヘクタール

4 効率的な運営を特に促進する区域（PFI事業）

地区名	施設及び規模
吉島	小型さん橋 二基（既定計画） 物揚場 水深三メートル 延長三〇メートル（既設） 物揚場 水深二メートル 延長二〇〇メートル（既設） 埠頭用地 一ヘクタール（既設） 緑地 一ヘクタール（既定計画）

5 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

地区名	施設及び規模
廿日市	航路 第三航路 水深一メートル 幅員三〇〇メートル 航路・泊地 水深二メートル 一九ヘクタール

6 利用形態の見直しが必要な区域

地区名	施設及び規模
宇品	国際フェリーふ頭及び宇品外貿ふ頭

7 その他重要事項の計画（港湾の効率的な運営）  
既定計画の削除

地区名	施設及び規模
吉島	小型さん橋 二基（既定計画） 物揚場 水深三メートル 延長三〇メートル（既設） 物揚場 水深二メートル 延長一〇〇メートル（既設） 埠頭用地 一ヘクタール（既設） 緑地 一ヘクタール（既定計画）

二 港湾計画の縦覧の場所

広島県土木局港湾企画整備課（広島市中区基町一〇番五二号）